

## 7. 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	平成30年度 決算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	524,182		
都市計画事業（歳出）	1,457,196	524,182	36.0%
8款 土木費	1,223,542	439,258	35.9%
2項 道路橋りょう費	5,812	2,112	36.3%
3目 道路新設改良費	5,812	2,112	36.3%
道路新設改良事業	5,812	2,112	36.3%
4項 都市計画費	1,217,730	437,145	35.9%
2目 土地区画整理費	171,601	56,917	33.2%
平方第二地区土地区画整理事業補助費	108,379	33,940	31.3%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	33,835	12,298	36.3%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	29,387	10,681	36.3%
6目 公共下水道費	1,046,129	380,227	36.3%
下水道事業特別会計繰出金	1,046,129	380,227	36.3%
11款 公債費	233,654	84,924	36.3%
1項 公債費	233,654	84,924	36.3%
1目 元金	221,007	80,328	36.3%
市債償還元金（都市計画事業分）	221,007	80,328	36.3%
2目 利子	12,647	4,597	36.3%
市債償還利子（都市計画事業分）	12,647	4,597	36.3%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。